

利益相反管理方針

改正 平成31年 4月 1日

J A土佐くろしお

当J A土佐くろしお（以下、「当J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当J Aの間の利益が相反する類型

(取引例)

- 当J Aの相對債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

(取引例)

- 農業法人等の買収において、当J Aが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

この方針は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

6 月 26 日理事会決定

利益相反管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当組合の利益相反管理にかかる基本方針である「利益相反管理方針」に則り、当組合との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、当組合の利益相反管理体制を整備するために必要な事項を定め、もって利用者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「利用者」とは、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかる利用者であって、①既に取引がある者、②取引関係に入る可能性のある者、③過去に取引を行った利用者のうち現在も法的権限を有している者をいう。

2 この規程における「利益相反」とは、①利用者と当組合の利益が相反する場合、②複数の利用者間の利益が相反する場合をいい、「利益相反のおそれのある取引」とは、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかる利用者との取引に伴い、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいう。

4 この規程における「信用事業関連業務」、「共済事業関連業務」とは、それぞれ信用事業にかかる事業または業務、共済事業にかかる事業または業務をいい、「金融商品関連業務」とは、登録金融機関業務をいう。

第2章 利益相反のおそれのある取引およびその特定

(利益相反のおそれのある取引の特定・類型化)

第3条 総務部（第8条で規定する利益相反管理統括部署）は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化するものとし、その有効性を定期的に検証し、見直しを行う。

2 「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かを判断する上においては、以下の事情を検討するものとする。

(1) 利用者が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合。

(2) 利用者の犠牲により、当組合または当組合関係者が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合。

- (3) 利用者との取引の結果、利用者の利益とは明確に区別される利益を取得する場合。
 - (4) 利用者の利益よりも他の利用者を優先する経済的その他の誘因がある場合。
 - (5) 利用者と同一の業務を行っている場合。
- 3 当組合において新規業務を開始または新規商品を取り扱う場合には、総務部は利益相反のおそれのある取引の類型に該当するか検証する。
- 4 類型化は「利益相反のおそれのある取引の特定・管理方法(例)」(別紙2)により行う。

(利益相反のおそれのある取引の特定の方法)

- 第4条** 各部署は取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認する。該当すると判断した場合は、「利益相反のおそれのある取引の特定および対応措置の概要にかかる記録」(様式)により総務部に報告する。このとき、各部署で判断しかねる場合、または類型には該当しないものの該当すると疑われる場合は総務部に相談する。
- 2 総務部は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。

第3章 利益相反取引の管理

(利益相反のおそれのある取引の管理方法)

- 第5条** 第3条によりあらかじめ特定・類型化した利益相反のおそれのある取引(以下この条において「対象取引」という。)について、次の各号に定める管理方法により管理を行う。
- (1) 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引または当該利用者との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者適切に開示する方法
 - (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
- 2 管理方法については、「利益相反のおそれのある取引の特定・管理方法(例)」(別紙2)により定めるものとし、総務部で一元的に管理し、その有効性を検証する。

（利益相反のおそれのある取引の管理の記録および保存）

- 第6条** 総務部は、利益相反管理体制の下で実施した、利益相反のおそれのある取引の特定および利用者の保護を適正に確保するための措置について、記録・保存する。
- 2 前項に掲げる記録は、「利益相反のおそれのある取引の特定および対応措置の概要にかかる記録」（様式）により行う。この場合の記録の保存は、作成の日から5年間とする。

第4章 利益相反管理態勢の運営に関する組織等**（理事会の責任）**

- 第7条** 理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。
- (1) 利益相反管理方針および概要の制定、改廃に関すること
 - (2) 利益相反のおそれのある取引の特定および管理方法に関すること
 - (3) 利益相反を管理・統括する部署の設置等、利益相反管理体制の整備に関すること
 - (4) 利益相反管理に関する役職員の教育および啓発態勢の整備に関すること
 - (5) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関すること

（利益相反管理統括部署および統括者）

- 第8条** 当組合の利益相反管理態勢全般にかかる利益相反取引の管理の統括部署は総務部とし、その長を統括者とする。
- 2 総務部はこの規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。
- (1) 利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること。
 - (2) 利益相反の特定または管理に必要な情報を入手し集約すること。
 - (3) 利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録がなされ、作成日から5年間保存される態勢を構築すること。
 - (4) 「利益相反管理方針の概要」を店頭掲示やホームページへの掲載等により公表すること。
 - (5) 役職員に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について役職員の周知徹底を図ること。

(コンプライアンス委員会への報告)

第9条 総務部長〔利益相反管理統括部署の長〕は、利益相反管理体制にかか
る以下の事項をコンプライアンス委員会に報告する。

- (1) 利益相反管理体制の運営状況全般に関する事項
- (2) 「利益相反のおそれのある取引」に関する新しい類型等
- (3) 利益相反管理体制の整備に関する事項
- (4) その他利益相反管理体制の運営に関し必要と認めた事項

(内部監査室による内部監査)

第10条 内部監査室〔内部監査担当部署〕は、利益相反管理統括者をはじめ、
利益相反管理にかかる人的構成および業務運営体制について、定期的に検証
を行うものとする。

第5章 その他

(規程の改廃)

第11条 この規程の重要な改正および廃止は、総務部〔統括部署〕が内部監査
室〔コンプライアンス担当部〕と検討・協議を行い、理事会で決定する。

(附 則)

この規程は、平成21年6月1日から実施する。